

# 地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について 答申が提出されました

西東京市保健福祉審議会は、本年4月24日に市長から「西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」の諮問を受け、11月1日に答申を提出しました。その概要をお知らせします。

なお、答申の全文は、情報公開コーナー(田無庁舎3階、保谷庁舎1階)、西東京市ホームページでご覧になれます。保健福祉総合調整課(☎内線2313)

## はじめに

地域福祉計画は、さまざまな行政計画や施策、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携し、総合的、かつ一体的に定める計画です。

また、その策定および実行にあたっては、公と民が協力し、地域の幅広い福祉課題を把握するとともに、その解決を通じて、従来、国を中心とした社会福祉を市に分権化し、新たな地域福祉として推進することに意義があります。

そこで、本審議会では、社会的、経済的背景や新たな地

域福祉の理念を踏まえ、次のとおり答申しました。

**基本的な考え方**

次にあげる3つを基本的視点として、共に生きる地域社会づくりのため、市民参加・老若男女共同参画に基づく公私協働による、福祉文化としての新たな地域福祉を創造すべきです。

地域で支える福祉の基盤づくり

誰もが「よりよく生きる」ためのサービス提供に努めること

サービスの質と量の確保に努めること

そこで、次に、これら3つの基本的視点について、昨年度実施した各種市民アンケート調査の結果をもとに現状と課題を考えたうえで、基本的な考え方を示すと、次のようになります。

「場の充実」

生きがいを持って暮らせる地域づくり、「社会活動や学習機会の充実」、「高齢者や障害者の生きがいづくりとその支援」、「福祉教育の実践」

一人ひとりに応じた保健・福祉サービスの提供：「年代やライフスタイルごとのニーズへの対応」、「生活場面に応じた保健・福祉サービスの提供」

「サービスの質と量の確保」

「在宅を基調とした施設の整備・拡充および機能の活用」、「福祉人材の育成」

「多様な主体の参画によるサービスの提供」、「NPO法人等への業務委託・支援」

「自立支援のためのシステム化」、「ニーズの確かな把握のための仕組みづくり」

誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり：「都市環境、住環境の整備・拡充」、「ユニバーサルデザインの普及・浸透」

誰もが「よりよく生きる」ためのサービス提供：「市民全般の健康づくり基盤の整備」、「市民全般の健康づくり」

「福祉人材の育成」

「在宅を基調とした施設の整備・拡充および機能の活用」、「福祉人材の育成」

「多様な主体の参画によるサービスの提供」、「NPO法人等への業務委託・支援」

「自立支援のためのシステム化」、「ニーズの確かな把握のための仕組みづくり」

誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり：「都市環境、住環境の整備・拡充」、「ユニバーサルデザインの普及・浸透」

誰もが「よりよく生きる」ためのサービス提供：「市民全般の健康づくり基盤の整備」、「市民全般の健康づくり」

「市民全般の健康づくり」

「在宅を基調とした施設の整備・拡充および機能の活用」、「福祉人材の育成」

「多様な主体の参画によるサービスの提供」、「NPO法人等への業務委託・支援」

「自立支援のためのシステム化」、「ニーズの確かな把握のための仕組みづくり」

誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり：「都市環境、住環境の整備・拡充」、「ユニバーサルデザインの普及・浸透」

誰もが「よりよく生きる」ためのサービス提供：「市民全般の健康づくり基盤の整備」、「市民全般の健康づくり」

「市民全般の健康づくり」

「在宅を基調とした施設の整備・拡充および機能の活用」、「福祉人材の育成」

「多様な主体の参画によるサービスの提供」、「NPO法人等への業務委託・支援」

「自立支援のためのシステム化」、「ニーズの確かな把握のための仕組みづくり」

誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり：「都市環境、住環境の整備・拡充」、「ユニバーサルデザインの普及・浸透」

誰もが「よりよく生きる」ためのサービス提供：「市民全般の健康づくり基盤の整備」、「市民全般の健康づくり」

## 西東京市の大気中のダイオキシン類調査(夏季)の中間報告

市では、環境大気中のダイオキシン類の調査を年2回、夏と冬に実施しています。環境庁が作成した「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に従い、市内5か所(1回目(夏)の調査を8月13日、20日(1週間)行いました。

測定結果 環境基準では年平均0.600pgg-TEQ/立方メートルと定められており、環境基準と比較する際には、今回(夏)の調査結果と次回(冬)の調査結果を平均する必要があります。

環境保全課(☎内線2213)

測定結果	
調査地点	毒性等量pg-TEQ/m3
青嵐中学校	0.060
東伏見小学校	0.066
市役所保谷庁舎	0.063
谷戸小学校	0.061
田無第一中学校	0.058
(参考)環境基準	0.600

## 学校選択制度・申し立て結果

平成15年度の学校選択制度については、10月31日で申し立て期間を終了しました。その結果、申し立て件数は、小学校で101件、中学校で54件でした。すべての小・中学校で、受け入れ枠を超えなかったため、申し立て者全員が承認されました。申し立てをした保護者へのアンケートによれば、学校を選んだ主な理由(複数回答可)は、左記のとおりでした。

小学校 通学の利便性：71% 子どもの友人関係：60%  
本人の希望：44%

中学校 本人の希望：91% 子どもの友人関係：68%  
活動：57%  
学務課(☎内線2621)



## 市内移送サービスについて

市では、身体に障害を持つため外出の困難な車椅子利用者の方等が利用できる移送サービスを実施しています。市内には、西東京市ハンディキャブのほか、下表のとおり、他の事業所の移送サービスもありますので、ご利用ください。

なお、利用料等詳しくは、各連絡先にお問い合わせください。

障害福祉課(☎内線2341)

事業所名	運行日	運行時間	予約受付	連絡先
西東京市ハンディキャブ(けやき号)	年末年始を除く毎日	午前8時30分～午後5時	45日前から	☎25-3153
社会福祉協議会チェアキャブ	土・日・祝日・年末年始を除く毎日	午前8時30分～午後5時	1か月前から	☎38-3770
NPO法人自立生活企画	毎日	制限なし	1か月前から	☎62-5999
NPO法人生活援助センター	毎日	制限なし	随時	☎25-5805
NPO法人移動サポートひらけこま	毎日	午前6時30分～午後11時(原則)	5日前まで(応相談)	☎25-3152

## 1日から「コール田無」の利用 申請期間が一部変わります

多目的ホール・イベントルームの利用申請期間が施設の利用形態により一部変更となります

「多目的ホール」の利用申請について

「多目的ホールの移動席を収納」して利用する場合：利用する日の2か月前の日の属する月の1日から利用する日の3日前までとなります。

イベントルームの利用申請について

「多目的ルームの利用に付随して」イベントルームを利用する場合：多目的ホールの利用申請日から利用する日の前日までとなります。

コール田無(☎69・5006)

## 入学資金融資あっせんの「案内

高校、大学等へ進学するお子さんをお持ちの保護者で、入学時に納入する資金を必要とする方を対象に、市が金融機関へ融資のあっせんを行います。

対象 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校、専修学校または盲学校、ろう学校、養護学校の高等部に入学を許可された方の保護者で、次の要件を備えている方

市内に引き続き1年以上住所を有する方

市民税の滞納がない方

他からの入学資金の調達が困難である方

融資を受けた入学資金の返済能力がある方

融資を行う金融機関が適切と認める保証会社の保証が得られる方

融資あっせん金額 1万円を単位として100万円以内

返済期間および償還方法 6年以内毎月元利均等償還(繰り上げ償還可)

利子補給 融資を受けた方に対して貸付利率に基づく利率のうち2割を市で補助します。

市があっせんする特定金融機関 三井住友銀行田無支店または東京三菱銀行保谷支店

申請に必要な書類

学校が発行する合格証明書又は入学許可書の写し

入学手続き時に要する経費の内訳書の写し

世帯全員の住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書

申込者の市民税納税証明書(滞納していない証明)

その他 入学資金融資あっせん制度をご利用される場合、合格証明書等が発行されてから入学金を納付するまでが短期間で利用する場合は、事前に子育て支援課(田無庁舎1階)へ相談してください。

子育て支援課(☎内線1522)

## 母子家庭の子のために 就学支度資金・修学資金を貸し付けます

東京都母子福祉資金・東京都女性福祉資金貸付制度では、母子家庭の子のために、一定額を限度に次の貸し付けをしています。

就学支度資金 小・中学校・高校・短大・大学・専修学校に入学するために必要な資金

修学資金 高校・短大・大学・高専または専修学校の修学のために必要な資金

貸し付けにあたっては、必ず母子相談員との面談が必要です。貸付要件・限度額等詳しくは、お問い合わせください。

生活福祉課(☎内線2351)